

出先豫團の整理に関する参考

農林省

資材調整事務所廢止を不可とする理由

- 一 指定生産資材は産業再建上特に緊要にして然も缺乏せる資材であるから之を重点的に且最も適正に配給する爲には國家自らが其の直接の責任に於て之に當らねばならぬ。
- 二 資材事務所を直接出先機關として有することにより始めて資材配給に関する中央の計画と地方の実施とが適確に結合し得るのである。
- 三 生産資材の配給を地方自治体に一任することは配給が地方的政治情勢や利害關係に支配され易く國家的見地から見ても適正な配給を確保することが困難となる。
- 四 現に各資材事務所に於ては公正に配給を行ひ民間から歡迎せられつゝあり特に従來地方的勢力の爲資材の配給を受け得なかつた人々からは極めて好評を博しつゝある。
- 五 指定生産資材の割當事務は従來と雖も地方自治体に属したものではなく國が統制團體を代行者として之に委託してゐたものであつて

農林省

統制團體の閉鎖と共に之を國の直接機關に^移したものである。

- 四 資材事務所に對する反對は需要者たる民間から起つてゐるものでなく其の權限を欲する知事及府縣職員並びに一部の特殊利害關係者等より起つてゐることを注意せねばならぬ。
- 五 配給統制の圓滑なる運営は決して容易のことではない。資材事務所設立以來一年近時漸く陣容充實し、事務も軌道に乗り民間も之に慣れ圓滑に配給を実施しつゝある際^にしたる理由なくして之を廢止し、人心を不安動搖に陥れるが如きは此の重大事の際し重要資材の配給を徒に混亂せしめ生産を阻害する以外何の得る處もない。特に事務所は現に何の冗員も擔し居らず之を廢止するも統制事務を廢せざる限り一人の人員をも廢するを得ない現狀に於て、之が廢止を云々するが如きは全く有害無益である。

木炭事務所の整理統合の不可なる理由

一、新炭統制の必要性

新炭原不は戦争中よりの産伐過伐によつて漸次涸渇し、現在の伐採量をそのまま繼續するならば、民有林にあつては約十年で全部伐採しつくすことになる。そこで將來急激な増産は期待し得られない現状であるが、一方家庭用及び輸送用、工場用（石灰鹽素製造用等）の需要は、電氣、瓦斯、ガソリン、石炭、コークス等の不足のため益々増加してゐる。例えば昭和二十三年度各部道府縣からの木炭の供出申出は百六十二万屯であるに拘らず、配給要望量は二百二十七万屯の多量に上つてゐる。しかも生産道縣からの木炭移出申出量に至つては二十四万屯であるのに消費部府縣の移入希望量は八十九万屯であつて、消費部府縣の最低需要量を四十五万屯と査定しても、その需給は著しく均衡を失してゐる。

そこで新炭の全国的な公平な需給の調整をするためには政府自らその責に當ることが必要となつてくる。

二、木炭事務所の業務内容

現在新炭は政府員上を行い、採管、輸送及び配給機關への賣渡をそれぞれ政府が行つてゐる。その採管については新炭需給調節特別会計において一元的に行われてゐる。木炭事務所は特別会計の下部機構として以上の業務及び経理事務を行つており、食糧事務所の業務内容と同様であるから食糧事務所の整理統合と同様に取扱うべきである。

三、木炭事務所を部道府縣に整理統合出来ない事由

4) 政府の計畫する縣外移出量の確保不能

不炭事務所を自治体に統合すれば、自治体本位になり自給民の需安充足を優先的に取扱ひ易く縣外移出量は激減する。右手、福島等の大生産縣においては需給事情の窮迫のため、常時相当の滞貨があるが、これ等の生産地の消費都市においても新炭需給事情は窮迫してゐるので、縣外移出の確保は相当困難である。又縣外移出に必要な貨車の獲得その他輸送力の確保について著しく熱意を欠く結果になる。

4) サービス競争激化の危険性

特に移入都府縣の不炭事務がなくなれば都道府縣間における新炭の何引、サービス競争が激化し計畫的移入が困難となる。

4) 知事に対する監督の困難

知事が政府の命をきかない時は強硬態度を以て臨めばよいというが、政府が現地の実体を把握しないで適切な命令を出すことは出来ない。又命令違反については知事よりの弁明はいつでもつく、米炭の稜に倉庫内に確保に握つてゐるものでも縣外移出の場合は常に意見の対立を来してゐる状態で、まして新炭の稜に次々に生産され輸送されるものは政府が確保に興趣を把握し直接の指示によつて動かさなければ知事の考え一つでもなる危険性がある。

4) 特別会計経理の健全な運用困難

国の直接の経理事務である特別会計実務を地方自治体に委任することとは、経理上の過誤を知事に負ひすことになり又国家経理事務の

裏面白紙

用が地方的に不均衡となり不健全となる危険性が多い。

四 結 論

以上の理由によつて現在不統身務所を整理廃合することは新灰の全国的統帥を實質的に止めることになるので、統帥省としては新灰需給について責任を負えないことになる。

水産局事務所廃止の不可の理由書

一、水産局事務所廃止の可否

水産局事務所は廃止することは不可である。

(理由)

大都市、海無縣及び重要産業労務者に対する鮮魚介の供給を確保するため、農林大臣は鮮魚介の重要陸揚地を甲級陸揚地として指定し、各甲級陸揚地には水産局駐在官を置き当該陸揚地における鮮魚介の出荷割当、出荷証明その他農林大臣の定める集出荷計画の実施に関する事務を担当せしめてゐるが、水産局事務所にはこれら駐在官を統轄し、鮮魚介の各甲級陸揚地間及び出荷地、消費地間の出荷並びに輸送の総合調整を担当実施せしめてゐる。大都市、海無縣等に鮮魚介の供給を確保するためその集出荷及び配給の統制をますます強化する必要がある現状においては、甲級陸揚地の駐在官及び水産局事務所の職責を増加し一層その強化を図ることが必要である。

特に福岡事務所は汽船トロール漁業及び東経百三十度以西底曳網漁業に関する事務を取扱つてゐるが、同漁業については、新設許可事務については現在一應終了してゐるが、更に操業

区域侵犯取締及び魚族資源維持に関する事務を行う必要がある。尙從來同事務所においては操業実態調査及び魚獲統計の蒐集の外最近においては魚族の年令組成及び魚体の細密調査を行ひ實際漁業としての同漁業の維持発展に遺憾のないような措置を講じてゐるから同事務所を廃止することは不可である。

二、水産局事務所事務の地方廳委譲の可否

委譲することは不可である。

(理由)

都道府縣知事は甲級陸揚地以外^{の地}の必要な陸揚地を乙級陸揚地として指定し、同陸揚地よりの出荷により縣内の鮮魚介の供給の確保を図つてゐる。

現在の甲級陸揚地を整理してその一部を乙級陸揚地とし、各都道府縣内の中小都市に対する供給確保を図ることは必要であるが、甲級陸揚地の全部を乙級陸揚地とし、大都市に対する集出荷の計画並びに実施を知事の責任において実施せしめることとして統制の目的を十分に達しえな^いおそれが多い。従つて甲級陸揚地の水産局駐在官の業務及び水産局事務所の事務を地方廳に委譲することは現在困難である。

なお汽船トロール漁業と以西機船底曳網漁業は漁場資源及び漁業取締について中朝及び朝鮮と常に諸問題を生じているが、これを円満に解決処理するためには政府が直接その衝に当ることが必要である。従つてこれらの業務を地方廳に委譲することは妥当ではない。又資料蒐集の事務を地方廳に委譲することは完全な資料が容易に得られないのみならず、資料蒐集の目的と現実の資料とが遊離して本漁業政策の基本資料とはなり得ない。

三、水産局事務所の事務内容及び職員数

東京、北海道、仙台、名古屋、大阪、下関の各事務所は水産物の集出荷に関する事項を掌り福岡のみは右の事項の外東経百三十度以西の汽船トロール漁業及び機船底曳網漁業に関する事項を掌る。

職員は所長以下東京七人、北海道八人、仙台三人（目下発令手続中）、名古屋四人、大阪八人、下関九人、福岡十人である。

四、水産局本局と地方事務所の権限の区分

水産物の集出荷、汽船トロール漁業、機船底曳網漁業に関する事務については水産局長の権限を特に事務所に委任してゐる事項はない。ただ職員の上の事項は所長に委任してあ

る。